

茨木市地域活動支援センター I 型事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業（第2において「地域活動支援センター I 型事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2 地域活動支援センター I 型事業（以下「事業」という。）は、人員、設備及び運営に関し、適切な事業運営を確保することができると認められる社会福祉法人等に委託する方法で実施するものとする。

(対象者)

第3 事業の利用対象者（以下「利用者」という。）は、本市の区域内に居住し、又は本市が援護を実施する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者を除く。）であって、医療機関で受診中の者とする。

(事業の内容)

第4 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供
- (2) 医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整
- (3) 地域住民ボランティアの育成
- (4) 障害に対する理解促進を図るための普及啓発

(職員の配置等)

第5 第2の規定により事業の実施を受託したもの（以下「事業受託者」という。）は、施設長1人（指導員と兼務可）及び指導員2人以上を配置するものとする。

2 事業受託者は、次の各号のいずれかに該当する者を1人常勤（専従）で配置しなければならない。

- (1) 社会福祉士等のソーシャルワーカーで障害者の相談・援助業務の経験がある者
- (2) 保健師、理学療法士、作業療法士等で障害者の相談・援助業務の経験がある者

3 事業受託者は、事業を効率的に実施するため、専門的技術を有する者（社会福祉士、介護福祉士、医師、保健師、理学療法士、作業療法士、建築士等の専門援助

者)を必要に応じ、囑託職員として確保するものとする。

(順守事項)

第6 事業受託者は、従事者の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

2 事業受託者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、茨木市及び家族等に直ちに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業受託者は、利用者へのサービス提供記録等の帳簿を整備し、10年間保存するものとする。

4 事業受託者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営体制及び設備)

第7 事業受託者は、職員の勤務時間を調整することにより、休日等利用度が高いと考えられる時間帯に対応できる運営体制を整備するものとする。

2 事業受託者は、利用者の安全確保及び保健衛生に十分留意して必要な設備を設けるものとする。

(帳簿等の整備)

第8 事業受託者は、事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分し、その収支を明らかにする帳簿を整備し、10年間保存するものとする。

(市及び受託者の責務)

第9 第2の規定により事業を委託したときは、市は、事業受託者と緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。

2 事業受託者は、市と連携し、公的保健福祉サービスの提供に努めるものとする。

3 事業受託者は、毎月、事業の実施状況を市に対して報告しなければならない。

4 市は、前項の報告について、必要があると認めたときは、実施状況の調査及び指導を行うものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月30日から実施し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6第3項及び第8の規定は、令和8年4月1日以後に提供がなされるサービスの提供に関する諸記録に係る書類について適用し、同日前に提供がなされたサービスの提供に関する諸記録に係る書類については、なお従前の例による。